

雇用を維持し国民生活を守る意見書

日本経済は、今、急速に悪化し深刻な落ち込みを見せている。昨年10～12月期のGDP（国内総生産）は実質、年率換算で12.7%の大幅なマイナスとなった。この間の「構造改革」路線が内需・家計をないがしろにし、日本の経済を極端な外需頼みの構造にして、アメリカ発の金融危機から国民の暮らしと経済を守る防波堤を壊してきたからである。

厚労省の調査でも3月末までに12万5,000人、業界団体の試算では製造業だけで40万人の非正規労働者が失職するとされている。その多くが、違法な中途契約解除や「偽装請負」や違法な「クーリング」などによって期間制限を超えて働かされた上の解雇である。本来なら派遣先企業に直接雇用されているはずの労働者への不当な解雇である。本市においても、偽装請負を含めて3年を超えて働いている派遣労働者が次々と雇いどめになっている。

今、厚労省の国会答弁の中で、「現行法」のもとでも派遣切りをやめさせる条件があることが明らかになっている。これ以上の大量解雇を許さないために、現行法に基づいて政府が大企業への指導・監督を強化すべきである。

国内総生産の55%を占める個人消費を温め、内需主導型の経済に転換するためにも雇用を維持し、生活を守る施策が必要である。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、下記の項目を求めるものである。

記

- 1 職を失った人々の住居と生活と再就職を支援すること。雇用保険の6兆円の積立金を活用して、失業給付金を拡充する。雇用保険未加入者を含めて手厚い施策をとること。
- 2 現行法に基づいて、大企業への指導・監督を強化し、これ以上の大量解雇・雇いどめをやめさせること。
- 3 労働者派遣法を99年の原則自由化以前に戻し、最も不安定な働かせ方の登録型派遣を原則禁止するなどの抜本改正を行うこと。改正に当たっては、現に派遣として働いている労働者が職を失わずに直接雇用に移行できるような経過措置を設けること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年3月27日

三鷹市議会議長 石 井 良 司